

「指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する基準」及び
「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なもの
に関する基準」の条例化について

1 背景

国の地域主権改革の流れを受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」（第 3 次一括法）が制定されました。この法律において、介護保険法（以下「法」といいます）が改正され、厚生労働省令（以下「省令」といいます）によって定められている「指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する基準」及び「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準」を、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることになりました。これを受け、その条例化に向けて準備を進めているところです。

2 国の基準の考え方

省令で定められている基準（以下「国の基準」といいます）については、法の規定により次の 2 種類に分類され、市町村の条例で基準を定めるにあたっては、国の基準と異なる内容を定める場合の許容範囲が異なります。

従うべき基準（＝国の基準に従い定めるもの）

条例の内容は、国の基準に従わなければならない。国の基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、国の基準と異なる内容を定めることは許されない。

参酌すべき基準（＝国の基準を参酌して定めるもの）

市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を定めることが許容される。

* 参考（国の基準）

「指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する基準」を定めている
国の基準

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 34 の 2

「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する
基準」を定めている国の基準

介護保険法施行規則第 140 条の 66

3 条例で定める本市の基準（案）

本市では、次のとおり、基準を条例で定めるものとします。このことについて、ご意見を求めます。

「指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定等に関する基準」については、次の「本市の独自基準（案）」を除き、国の基準どおり定めます。

本市の独自基準（案）

参酌すべき基準とされているもののうち、次の基準について、本市の独自基準として定めます。

指定介護予防事業所が作成する介護予防サービス計画、アセスメント結果等の記録の保存期間

国の基準：サービスの完結の日から 2 年間

市独自基準：サービスを提供した日から 5 年間

【独自基準を設定する理由】

介護報酬過払いの返還請求の消滅時効については、地方自治法の規定により 5 年であり、事業者の監査・指導等を行う場合に必要な資料の確認を行うため。

「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準」については、すべて国の基準どおり定めます。